

居宅介護支援事業所ほーむけあ 重要事項説明書（契約書）

1 事業の目的及び運営の方針

（目的）居宅において、介護保険の該当者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的にする。

（方針）利用者が居宅において、適切な保険・医療・福祉のサービスが、提供されるように援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の思想及び人格を尊重し、公正中立に利用者の立場に立って行い、各関係機関との連携にも努めるものとする。

ケアプランの作成にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

2 事業所の所在地と連絡先など

（１）所在地は、広島市中区竹屋町８番８号 医療法人ほーむけあ内４階に置く。

（２）事業所名は、居宅介護支援事業所ほーむけあとし、代表者を医療法人ほーむけあ理事長小西太、管理者を河本操とする。

（３）連絡先は、電話番号０８２－２０７－０５１７、ＦＡＸ番号０８２－２０７－０５３０とする。

3 営業日など

（１）営業日は、月曜日から金曜日の８時３０分～１７時３０分とする。

（２）担当区域は、広島市中区・南区・西区・東区とする。また、区域外については要相談にて対応を行う。

（３）利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室とする。但し、必要に応じて訪問、電話での対応を行う。

（４）介護支援専門員の数は、１人とする。

4 居宅介護支援の内容

（１）居宅介護サービス計画の作成

（２）給付管理

（３）居宅介護サービス事業所との連絡調整

（４）要介護認定に対する協力、援助

（５）サービス実施状況の把握、評価

（６）相談業務

（７）利用者状況の把握〔１月に１回程度〕

5 利用料など

（１）居宅介護支援費〔１月につき〕

要介護１・２〔１１，６２０円〕、要介護３・４・５〔１５，０９７円〕

※加算は、初回加算、入院時情報連携加算、ターミナルケアマネジメント加算、退院・退所加算等がある。

※但し、介護保険が対応される場合は、自己負担は発生しない。

※減算は、ケアプランの取り扱い件数、ケアプランの内容による。

（２）担当地域外の訪問にあたっては、公共交通機関の料金である実費を徴収する。

（３）要介護認定の結果が非該当になれば、要介護１・２の居宅介護支援費を徴収する。

6 相談、苦情、事故の対応

（１）相談、苦情、事故等の連絡先は以下とし、連絡時には速やかに対応し、支援経過に記録する。

（２）苦情相談等の場合、まず担当介護支援専門員が対応する。その後、必要に応じて部署の管理者 河本 操
を中心に複数の職員で対応する。

☎ ２０７－０５１７

公的な苦情窓口 広島市の介護保険ホットライン

☎ ５０４－２６５２

国民健康保険団体連合会の介護保険課調査指導係

☎ ５５４－０７８３

- (3) 事故等の場合、必要な救急処置や医療機関への連絡援助等を行う。
- (4) 損害賠償保険に加入し、必要時には、損害賠償保険で適切に対応する。

7 利用にあたっての契約事項

(1) 利用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。

利用者から事業者に対して、文章により契約終了の申し出がない場合、契約は更新される。

(2) 契約の終了

- I 利用者が、介護保険施設に入所または医療施設に入所した場合。
- II 利用者の要介護認定が、要支援1・2〔介護予防〕、非該当〔自立〕と認定された場合。
- III 利用者が死亡した場合。
- IV 利用者は事業者に対して、文章で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができる。
- V 利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員等に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合、直ちにこの契約を解除する。
- VI 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由がなく、支払い請求から1カ月以上遅延した場合。
- VII 事業の閉鎖及び縮小をする場合。

8 個人情報の取り扱い

- (1) 事業の実施にあたって、知り得た利用者又は家族の情報は正当な理由なく、第三者には漏らさない。
- (2) 以下の場合、利用者又は家族の個人情報を使用することがある。
- I 利用者がサービス利用に際して必要となる居宅介護サービス事業所等との連携。
- II 居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスが提供されるように行われる会議、連絡、調整等。
- (3) 本人より情報開示の求めがあった場合、所定の手続きを経て、これに応ずるものとする。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 利用者またはその家族の協力事項

- (1) 事業者が上記居宅介護支援の内容を実施する場合、利用者またはその家族は、円滑に居宅介護支援が実施されるよう協力するものとする。
- (2) 介護保険サービス等を利用した場合、延滞なく利用料を支払う。
- (3) 利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう協力するものとする。

以上の項目につきまして了解致しました。

令和 年 月 日

利 用 者	
氏名	
家 族	続柄 ()
(代理人) 氏名	

代理人がおられる場合、記入してください。

以上のことを説明しました。

説明者 河本 操